

令和4年度第2回名張市情報公開・個人情報保護審査会及び 令和4年度第1回名張市行政不服審査会 会議録

1. 日 時 令和4年12月7日(水) 午後1時～2時20分
2. 場 所 名張市役所 2階 201会議室
3. 出席者 会長 辻 陽
委員 中野 栄蔵
同 高嶋 雅子
同 竹谷 和也
同 田中 友康
4. 会長職務代理者の指名
会長職務代理 中野 栄蔵 (前任委員の辞任による指名)
5. 審査事項
 - 5-1 保有個人情報開示決定及び不存在決定について (名張市長)
 - 5-2 保有個人情報開示決定及び不存在決定について (名張市農業委員会)
 - 5-3 保有個人情報開示決定及び不存在決定について (名張市長)
 - 5-4 公文書公開決定、部分公開決定、及び不存在決定について (名張市長)
 - 5-5 公文書不存在決定について (名張市農業委員会)
 - 5-6 地方税法第294条第1項第1号及び名張市市税条例第21条第1項第1号に基づく県民税及び市民税に係る賦課処分について (名張市長)
6. 審査内容
 - 5-1 保有個人情報開示決定及び不存在決定について
 - (1) 事務局からの概要説明
本件に係る保有個人情報開示請求書は、令和4年1月4日に提出されている。請求内容は、令和3年12月28日に名張市が請求者へ送付した電子メールについて、①当該電子メールに記載の事項の根拠となる規則等、②当該電子メールの発信の決裁に関する文書、③当該電子メールに記載の事項を決定した決裁文書である。なお、当該電子メールに記載の事項とは、名張市内の開発申請において、地元関係者が開発申請者に対し、協議の見返りとして金銭を要求しているため調査せよ、という申請者からの要望に対し、名張市

は具体的事案を認知していないため、現時点において調査を行う予定はない、という内容である。

この請求について、実施機関である名張市は、請求者の求める保有個人情報 を特定できないものとして、同年1月14日に補正要求を行い、2月4日に対面による請求内容の確認を行っている。

これを経て、実施機関は同年2月17日付けで、②当該電子メールの発信の決裁に関する文書については、請求者を本人とする保有個人情報を含むものとして開示決定を、その他の請求については、請求者を本人とする保有個人情報が記載された公文書が存在しないとして、不存在決定を行っている。

請求者は、この決定を不服とし、同年4月27日付けで審査請求書を提出している。主な主張は、請求者が求める保有個人情報は、「開発申請者が地元関係者から金銭を要求されたという請求者からの報告を聞いていないことにした決裁文書」及び「虚偽の説明を行ってはいけないという規則等」であり、これらを開示すべきというものである。

これに対し、実施機関は、同年8月19日付けの弁明書にて、特定した文書に不足があったことを認め、同日付けで追加の不存在決定を行ったものの、これについても、該当する“請求者を本人とする保有個人情報”を作成又は取得していないため、不存在決定は適法であると主張している。

その後、同年9月21日付けで請求者から反論書の提出があったが、内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与についても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 請求人の求める公文書は、現実的に保有していないことが想定されるものであり、公文書不存在決定は妥当と思われる。
- イ 請求人は当該電子メールに記載の事項の根拠となる規則等や、虚偽の説明を行ってはいけないという規則等を求めているが、個人情報を含まないことが明らかである一般規則等は保有個人情報開示請求の対象にはならない。
- ウ 本件請求の真意は、個人情報の開示というより、むしろ地元関係者からの金銭の要求について調査を求めているものと見受けられる。そうであれば、個人情報保護についての審議を行う当審査会は、請求人が真に求めていると思われる事項について審議できる権限を持たない。

- エ 現に存在しない文書について口頭意見陳述を実施したところで結論に変わりはないため、口頭意見陳述の機会の付与の必要性は感じられない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。
(答申第61号)

5-2 保有個人情報開示決定及び不存在決定について

(1) 事務局からの概要説明

本件は先ほどの名張市長からの諮問と同様の審査請求が、名張市農業委員会へ提出されたものであるため、口頭による説明は省略させていただく。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与についても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 先の名張市に対する審査請求と同内容であるため、審査会の結論も同様となる。
- イ 請求人は、到底存在するとは思えない個人情報の開示を繰り返し請求しているが、先の名張市に対する審査請求と同様、請求人の真意は個人情報の開示とは別のところにあるように見受けられる。類似する個人情報開示請求あるいは情報公開請求を繰り返したところで、請求人が真に求めるものは得られないと思われる。
- ウ 同様のことを何度も言うようだが、当審査会は個人情報の開示・非開示の決定について審議するものであり、実施機関の業務の是非について審議できる立場にない。
- エ 口頭意見陳述についても同様に機会の付与の必要性は認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。
(答申第62号)

5-3 保有個人情報開示決定及び不存在決定について

(1) 事務局からの概要説明

本件に係る保有個人情報開示請求書は、令和4年3月14日に提出されており、請求内容は次の通りである。

- ① 令和4年3月11日付けで名張市地域環境部が請求人に送信した電子

メールに記載の事項がどの様に調査、決裁され、誰に報告したのかわかる全ての公文書。

② 請求人への差別に関して、名張市長が「市長への手紙」及びその他の報告を見たことがわかる公文書。また、それを見て市長がどのような指示を行ったかがわかる公文書。

③ 請求人への差別に関して報告するため、請求人が名張市長への面談を求めたところ断られたことについて、面談を断るよう市長が指示したことがわかる公文書。

なお、①の電子メールに記載の事項とは、請求人が差別を受けたと主張する関係部局の当該職員4名に対し、人権・男女共同参画推進室長が聞き取りを行ったところ、差別にあたる行為はなかったと判断するため、市長への報告はしない、という内容である。

この請求について、実施機関である名張市は、請求者の求める保有個人情報をおり特定し、同年3月28日付けで次のとおり決定した。

① 窓口相談に関する文書として、「供覧票」、「相談記録」、「回答起案書」、「回答文」を開示決定。

② 職員から差別を受けたという内容の「“市長への手紙” 処理票」、及び「請求者本人が送信した同手紙（8件分）」を開示決定、市長がどのような指示を行ったかがわかる公文書については、公文書を作成していないとして不存在決定。

③ 公文書を作成していないとして不存在決定。

なお、③の不存在決定については審査請求の対象でない。

請求者は、この決定を不服とし、同年6月21日付けで審査請求書を提出している。主な主張は、次のとおりである。

① 決裁に係る文書は請求していないため、開示決定を取り消すこと。また、調査を行っていないのであれば調査に伴う公文書は存在しないはずなので、不存在決定を行うこと。

② 「市長への手紙」を真に市長が見ているかわかる公文書を開示すること。実は市長は見ておらず、秘書広報室が勝手に市長の印鑑を押す等しているのであれば、不存在決定を行うこと。また、本当は市長の指示（口頭を含む）が出ているはずなので、その指示を文書化して開示すること。

これに対し、実施機関は、同年8月29日付けの弁明書にて、次のとおり弁明している。

① 開示した「回答文」には、令和4年3月4日、人権・男女共同参画推進室長が、関係部局の当該職員4名に対し、聞き取りを行った旨が記載されている。したがって、当該文書には「処分庁がどのように調査を行ったか」が

わかる記載があり、「調査を行っていないなら不存在決定せよ」との請求人の主張には理由がない。また、決裁に係る文書の開示決定についても、開示請求書の記載から合理的に保有個人情報を特定し、決定した適法な処分であり、取り消す理由がない。

② 開示した「市長への手紙」処理票には、市長の押印欄があり、現に市長の印鑑が押印されていることから、当然市長が当該処理票を見たことは明らかであり、秘書広報室が勝手に市長の印鑑を押している等の事実はないことから、不存在決定をする理由がない。また、処分庁には市長からの指示を文書として作成する義務がないことから、処分庁が市長の指示に係る個人情報を保有していないことには合理性があり、請求人の主張には理由がない。

その後、同年9月21日付けで請求者から反論書の提出があったが、内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与についても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 実施機関の弁明は合理的であり、決定に瑕疵はないと判断する。
- イ 口頭意見陳述の機会の付与の必要性は認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申第63号)

5-4 公文書公開決定、部分公開決定、及び不存在決定について

(1) 事務局からの概要説明

本件に係る公文書公開請求書は、令和4年5月26日に提出されている。請求内容は、名張市が行っている以下の接遇等について、「行う」と定めている公文書、または「行わない」と定めている公文書です。

① 「市長への手紙」等について回答しない。回答の有無を秘書広報室が確認しない。ホームページへの掲載を行わないよう人事研修室長が行政指導する。

② 名札を付けていない職員や、同じく名札を付けていないその上司に名札を付けるよう頼んでも無視する。

③ 職員が公務中に市役所の階段で世間話や上司の悪口を話し、来庁者に注意されても無視する。

④ 秘書広報室が「庶民」からの電話に対して「庶民」を愚弄し、その行為について意見するため上司に取り次ぐよう頼んでも電話を代わろうとしない。

⑤ 維持管理室長、農林資源室長、農業委員会次長に「差別された」と感じたことを訴えたところ、「差別していない」とふてくされるだけで謝罪しない。

⑥ 農業委員会に郵便物が届いていないことを伝えたところ、「送りました」とふてくされるだけで謝罪しない。

⑦ 人事研修室長に電話をもらっていないことを伝えたところ、留守番電話を入れたと言われたため、記録が残っていないと伝えたものの、「そんなこと知りません」とふてくされるだけで謝罪しない。

⑧ 開発行為に関連して、地元関係者からの不当な金員を要求され 15 万円支払った事実を口頭、メールで伝えたところ、「そのようなことは聞いていない」と無視する。「無視するな」と言うのと「あなたの意見は聞かないことにする」と差別する。

⑨ ⑧の金員の要求者と職員の癒着を疑う旨を告げても無視を続ける。

⑩ 市民部長が市民相談室長からの報告を「聞いていませんでした」と謝罪したのに対し、市民相談室長は「報告しました」の一点張りで謝罪しない。

⑪ 総務室、人事研修室に審査請求書等を持参しても、まともに見ないで違う部署を案内する。市から届く郵便物の書類に不足があったり、作業中の付箋が付いたままだったりすることを指摘しても「間違っていない」と開き直る。市民相談室が公文書公開請求に整理番号を付番せず、公務を改善しない。

また、これらと併せ、名張市職員が公務において公正な判断が出来ると示す根拠の公開を求めている。

この請求について、実施機関である名張市は、請求者の求める公文書を次のとおり特定し、同年 6 月 9 日付けで次のとおり決定した。

② 名張市職員服務規程、平成 24 年度～令和 4 年度新規採用職員研修「勤務のしおり」、人事研修室からのお知らせ (R2. 11 月号) を公開決定。人事研修室からのお知らせ (R3. 12 月号) を部分公開決定。

③ 平成 24 年度～令和 4 年度新規採用職員研修「勤務のしおり」を公開決定。

④ 不当要求行為等対応マニュアルを公開決定。

⑤ 第 3 次名張市人権施策基本計画概要版及び本冊を公開決定。

⑧ 名張市職員倫理規定、第 3 次名張市人権施策基本計画概要版及び本冊を公開決定。

⑨ 名張市職員倫理規定

⑩ 平成 24 年度～平成 27 年度新規採用職員研修資料、平成 28 年度～令和 4 年度新規採用職員研修「勤務のしおり」別冊集、名張市職員のサービスの宣誓に関する条例を公開決定。

これらの決定以外については、公文書を作成していないとして不存在決定を行っている。

請求者は、この決定を不服とし、同年 7 月 13 日付けで審査請求書を提出している。主な主張として、これは農業委員会に提出された、本件とは別の公文書公開請求についての主張と思われるが、「農業委員会の公文書不存在決定を取り消し、代わりに名張市が保有している公文書を公開すること」、また、名張市の不存在決定について、請求書に記載の接遇等を現に行った部署から個別に通知し、公務の説明を行うことを求めている。

これに対し、実施機関は、同年 9 月 6 日付けの弁明書にて、農業委員会の上級行政庁でない市長が農業委員会の不存在決定を取り消すことはできないため、請求人の主張には理由がないこと、また、情報公開制度は実施機関の保有する文書の公開を求めることができる制度であり、質問に回答する制度ではないため、各部署が不存在決定を行わなくても違法ではないと主張している。

その後、同年 9 月 21 日付けで請求者から反論書の提出があったが、内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与についても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 実施機関は、請求書に記載の事項に基づき、保有している公文書についてはすべて公開しているものと思われ、決定は支持できるものである。
- イ 口頭意見陳述の機会の付与の必要性は認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申第 64 号)

5-5 公文書不存在決定について

(1) 事務局からの概要説明

本件は、先ほどの諮問と同様の審査請求が、名張市農業委員会へ提出されたものであるため、農業委員会に係る部分のみ抜粋して説明する。

まず、本件に係る公文書公開請求書は、令和4年5月26日に提出されている。請求内容は、名張市農業委員会が行っている以下の接遇等について、「行う」と定めている公文書、または「行わない」と定めている公文書である。

⑤ 維持管理室長、農林資源室長、農業委員会次長に「差別された」と感じたことを訴えたところ、「差別していない」とふてくされるだけで謝罪しない。

⑥ 農業委員会に郵便物が届いていないことを伝えたところ、「送りました」とふてくされるだけで謝罪しない。

⑧ 開発行為に関連して、地元関係者からの不当な金員を要求され15万円支払った事実を口頭、メールで伝えたところ、「そのようなことは聞いていない」と無視する。「無視するな」と言うのと「あなたの意見は聞かないことにする」と差別する。

⑨ ⑧の金員の要求者と職員の癒着を疑う旨を告げても無視を続ける。

⑩ 総務室、人事研修室に審査請求書等を持参しても、まともに見ないで違う部署を案内する。市から届く郵便物の書類に不足があったり、作業中の付箋が付いたままだったりすることを指摘しても「間違っていない」と開き直る。市民相談室が公文書公開請求に整理番号を付番せず、公務を改善しない。

また、これらと併せ、名張市職員が公務において公正な判断が出来ると示す根拠の公開を求めている。

この請求について、実施機関である名張市農業委員会は、請求者の求める公文書を取得及び作成しておらず、保有していないとして、同年6月9日付けで不存在決定を行っている。

請求者は、この決定を不服とし、同年7月13日付けで審査請求書を提出している。主な主張として、「農業委員会の公文書不存在決定を取り消し、代わりに名張市が保有している公文書を公開すること」を求めている。

これに対し、実施機関は、同年9月22日付けの弁明書にて、本件不存在決定を取り消すには、本件不存在決定の違法または不当が必要だが、審査請求人は具体的にどのような公文書の公開を求めているのか明確に主張しておらず、本件不存在決定の違法、不当も主張していないため、本件不存在決定を取り消す理由がなく、また名張市が保有している公文書を公開せよという主張についても、本件公開請求の実施機関は名張市農業委員会であって名張市長ではないため、審査請求人の主張は不適切かつ不合理であり、本件不

存在決定を取り消す理由にならないと主張している。

その後、同年10月28日付けで請求者から反論書の提出があったが、内容が重複していたり、本件審査から逸脱しているため、口頭による説明は省略する。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与についても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

ア 実施機関の弁明は合理的であり、決定に瑕疵はないと判断する。

イ 口頭意見陳述の機会の付与の必要性は認められない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申第65号)

5-6 地方税法第294条第1項第1号及び名張市市税条例第21条第1項第1号に基づく県民税及び市民税に係る賦課処分について

(1) 審査庁からの概要説明

令和4年6月13日付けで名張市長が審査請求人に対して行った地方税法第294条第1項第1号及び名張市市税条例第21条第1項第1号に基づく県民税及び市民税に係る賦課処分の取消しを求めるものである。

審査請求人の主張は次のとおりである。配偶者の介護保険料の納付方法が普通徴収の場合、審査請求人が配偶者の介護保険料を支払ったときには、配偶者の介護保険料は審査請求人の社会保険料控除の対象になる。しかし、配偶者の介護保険料の納付方法が特別徴収の場合、納付は配偶者自身が行ったものであり、審査請求人が現に支払ったものではないことから、審査請求人の社会保険料控除の対象にならない。介護保険法第135条は、このことを事前に告知していない点で適切な手続がされておらず、憲法31条に違反している。そして、特別徴収額の通知を受けた者は、特別徴収の方法以外で納付することができないことから、介護保険法第135条は、憲法で保障されている支払方法の選択の自由を侵害し、違憲である。

以上のことから、審査請求人は県民税及び市民税に係る賦課処分の取消しを求めると主張している。

これに対し処分庁は、本件処分に係る審査請求については、行政不服審査法第45条第2項で「理由がない場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却」し、同法第46条第1項で「理由がある場合」には「審査庁は、

裁決で、当該処分全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する」としており、これらの規定における「理由」とは、審査請求により処分の取消し又は変更を求めること自体の当否、すなわち、処分に違法又は不当な瑕疵があるかどうかを意味しているのであるから、法令の規定が憲法に違反するかどうかを判断するものではないと主張している。

これらの主張について審理員は、本件審査請求を棄却するのが相当であると意見している。審査庁は、行政機関であり、裁判所が持つ法令審査権を有しないことから、介護保険法が違憲であるとして、本件処分の違法を判断することができないものと解される。よって、本件審査請求には、理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定に基づき棄却されるべきであるというのが、審理員の意見である。

なお、審査請求人は審査会での口頭意見陳述を希望しているため、その機会の付与についても併せて審査をお願いする。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審査を行った。

- ア 審査請求人は、本件処分が適法であることを認めた上で、介護保険法の憲法違反を主張している。しかしながら、当審査会で法律の合憲・違憲について審議することはできない。
- イ 処分庁の弁明書及び審査庁が行った口頭意見陳述録取全文を見るに、処分庁が審査請求人に対して、介護保険法の憲法違反についての主張は行政不服審査で審議できるものではないと説明を行っていることがわかる。この説明はそのとおりなので、審査請求人は当審査会での口頭意見陳述を申し出ているが、これは審査請求人にとって利益がない。しかるべき場でご意見いただくしかない。

以上の審査を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。

(答申第66号)

7. その他の事項

個人情報保護法改正について

(1) 事務局からの概要説明

個人情報保護法の改正により、令和5年4月1日以降、全ての地方公共団体は、独自に定めた条例ではなく、改正法の直接適用を受けることになる。これにより、名張市においても名張市個人情報保護条例を廃止し、名張市個人情報保護法施行条例を制定する手続きを行っている最中である。

これに伴う審査会の役割についての主な変更点は、これまで名張市長等からの諮問審査を行っていた個人情報の目的外利用や外部提供、オンライン結合について、審議する権限を持たなくなることである。令和5年4月以降、これらの法解釈は個人情報保護委員会に委ねられることとなり、審査会では審議を行わなくなるが、審査請求に係る諮問審査については、これまでどおり審議を行う。

新たに制定する名張市個人情報保護法施行条例は、現在市議会に提案中であり、議決されたら改めてご報告させていただきたい。